

# 審 査 基 準

令和5年9月28日

法 令 名	個人情報保護に関する法律
根 拠 条 文	第93条
処 分 の 概 要	保有個人情報の訂正請求に対する訂正決定等
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会、鳥取県警察本部長
法 令 の 定 め	個人情報保護に関する法律第92条（保有個人情報の訂正義務）
審 査 基 準	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間	30日
申 請 先	警察本部警務部広報県民課又は警察署の担当窓口
問 い 合 わ せ 先	警察本部警務部広報県民課 (電話 0857-23-0110)
備 考	

## 別紙

### 鳥取県公安委員会及び鳥取県警察における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

本審査基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき鳥取県公安委員会及び鳥取県警察本部長が行う保有個人情報の開示決定等に際して、準拠すべき法の解釈等を具体的に示したものである。

法に基づく開示等の判断に当たっては、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、かつ、法の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

## 第1 保有個人情報の訂正に関する基本事項

### 1 訂正の基本的考え方

#### (1) 「自己を本人とする保有個人情報」（法第90条第1項）

法の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報全てではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定された次のものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。

#### ア 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」（法第90条第1項第1号）

行政機関等が行った開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報をいう。

#### イ 「開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの」（同項第2号）

法の開示決定に係るものであれば、他の法令の規定により開示を受けたものであっても、開示を受けた範囲は確定していることから対象にすることとしたものである。

#### (2) 正確性の確保と「評価」に関する情報の取扱い

訂正は、法第65条の「正確性の確保」の趣旨を実効あらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。

訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は行政機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実当たる。

### 2 当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別

の手続が定められているときの取扱い(法第90条第1項ただし書)

保有個人情報の訂正について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとされている。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。また、当該保有個人情報が個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報ファイルに記録されているときは、訂正について他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められている旨を個人情報ファイル簿に掲載し、公表することとなる(法第75条第1項及び第74条第1項第10号)。

## 第2 保有個人情報の訂正についての基準(法第92条)

### 1 「訂正請求に理由があると認めるとき」

「訂正請求に理由がある」とは、行政機関等による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。

### 2 「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」

訂正請求権制度は、行政機関の長等の努力義務として定めている法第65条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は第65条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、行政機関の長等としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。